

① 標記テキスト 116 ページ 4行目

誤 その用途に供する床面積が100㎡超のものが該当します
 正 その用途に供する床面積が200㎡超のものが該当します

116 ページ 「規模の大きな建築物」表
 最下段 特殊建築物 100㎡超 → 200㎡超

上記 2019 年(令和元年)6 月 25 日施行の改正建築基準法により、数値が変更になってい
 ますので、ご注意ください。

参考：国交省資料

第1 建築確認を要しない特殊建築物の範囲の拡大②

建築確認の対象となる建築物

国土交通省
第6条関係

概要

○建築確認を要しない特殊建築物の範囲の拡大
 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち建築確認を要するものを、当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡超のものに改める。
 (法第87条第1項の規定により、用途を変更して法別表第一(イ)欄に掲げる特殊建築物とする場合に建築確認を要する範囲も、200㎡超となる)

「100㎡超」から「200㎡超」へ改正

第1号	法別表第一(イ)欄に掲げる特殊建築物	床面積が 100㎡を超 えるもの	用途変更 建築(新築・増築・改築・移転) 大規模の修繕 大規模の模様替
第2号	木造	3以上の階数を有するもの又は 延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒高9mを超えるもの	建築(新築・増築・改築・移転) 大規模の修繕 大規模の模様替
第3号	非木造	2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの	
第4号	前3号に掲げる建築物を除くほか、 都市計画区域若しくは準都市計画区域等内 又は都道府県知事が指定する区域内における建築物		建築(新築・増築・改築・移転)

33

② 標記テキスト 168 ページ 2行目

(1) 基礎知識 ①基礎の構造 2行目

誤 昨日

正 機能

外部調査

2 基礎 (A-1)

(1) 基礎知識

基礎は、構造耐力上主要な部分に係る調査の対象部位です。

①基礎の構造

基礎とは、建物などの上部構造物からの力を地盤に伝え、構造物を安全に支える**昨日**を有する構造物のことをいいます。

建築基礎の種類は、工法によって、ベタ基礎、布基礎、基礎杭を用いた構造、玉石基礎（石場立て）などの種類があります。コンクリート基礎の場合には配筋の有無で分類します。ここでは最も代表的な例として、鉄筋コンクリートによる「ベタ基礎」、「布基礎」を想定します。

このテキストでは**目視可能な範囲を調査対象**としているため、地中のフーチング（底盤）部分や鉄筋の有無などは直接確認できません。ただし、築年数とひび割れの状態から無筋コンクリート基礎であることが推測できたり、地質と布基礎の不同沈下度合いから地中の底盤がない「ろうそく基礎」であることが推測できたりします。

③ 該当箇所：標記テキスト 171-172ページ

誤 ポップアウト現象

正 爆裂現象

※本文における「ポップアウト現象」は全て「爆裂」とし、訂正いたします。

③ ~~ポップアウト現象~~の確認

ひび割れ以外の基礎に生じる劣化現象には、~~ポップアウト現象~~があります。これは水分（多くは雨水）がコンクリートに浸透したり、クラックから浸入したりした結果、内部の鉄筋が錆びてしまい、鉄筋自体が酸素と結合したことで膨らんでしまうことに起因しており、コンクリートの鉄筋のかぶり厚さ部分を破壊してしまう現象です。

鉄筋が露出するほど激しいひび割れになる場合が多く、この場合は「著しい欠損」(~~ポップアウト現象~~)と判断します。これは表面からのひび割れの深さが20mmに達するかどうかが基準となります。

また、そもそもコンクリートのかぶり厚さが足りず、鉄筋が露出している場合もあります。そうした場合は、露出部分が確認できた時点で、~~ポップアウト現象~~でなくとも劣化現象とみなします。

※「ポップアウト現象」は全て「爆裂現象」に置き換え

- ④ 2022年6月24日より倫理規定が改訂になっております。改訂部分は2022年度試験範囲からは除外されます。

契約書面の電子化、押印廃止が普及しつつある状況を踏まえ、以下の通り変更します。
また、苦情などの申し立てがあった場合の聞き取りに関し、実態に即し、倫理調査委員会から協会事務局に変更します。

【新旧比較表】下線部が変更箇所

変更前	変更後
<p>【第3条（中立性の堅持）】</p> <p>----前略</p> <p>ホームインスペクターは、何らかの理由により第三者の立場でないホームインスペクションを行う場合には、その旨を依頼者に対して、<u>書面によって説明を行い、依頼者から記名・押印した書類を受領しなければなりません。</u></p> <p>後略----</p>	<p>【第3条（中立性の堅持）】</p> <p>----前略</p> <p>ホームインスペクターは、何らかの理由により第三者の立場でないホームインスペクションを行う場合には、その旨を依頼者に対して、<u>書面若しくは電子的手段によって説明を行い、依頼者から署名書類を受領若しくは電子的手段により、その記録を残さなければなりません。</u></p> <p>後略----</p>
<p>【第14条（苦情・相談の対応）】</p> <p>----前略</p> <p>顧客からの会員に対する苦情・相談については、<u>倫理調査委員会</u>が事実関係のヒアリング・事実関係調査を行い、その結果を理事会に報告するものとします。</p> <p>後略----</p>	<p>【第14条（苦情・相談の対応）】</p> <p>----前略</p> <p>顧客からの会員に対する苦情・相談については、<u>協会事務局</u>が事実関係のヒアリング・事実関係調査を行い、その結果を理事会に報告するものとします。</p> <p>後略----</p>
<p>【第15条（懲戒規定）】</p> <p>ホームインスペクターが本規定に違反したと認められる場合は、<u>倫理調査委員会</u>の報告に基づき、理事会で審議の上、以下の処分を行うものとします。</p>	<p>【第15条（懲戒規定）】</p> <p>ホームインスペクターが本規定に違反したと認められる場合は、<u>協会事務局</u>の報告に基づき、理事会で審議の上、以下の処分を行うものとします。</p>